

●別表 1 危険性又は有害性の分類と災害の例

|                     |                                       | 危険性、有害性の分類                              | 危険性、有害性から想定される労働災害例   |
|---------------------|---------------------------------------|---|---|
| ①<br>危<br>険<br>性    | ア 機械等による危険性                           | 機械等による危険性                               | 部品の型抜き作業中のプレスによる挟まれ、旋盤を用いた加工作業中の回転軸への巻き込まれ、ビル建設工事における足場の倒壊、車両系建設機械による激突され |
|                     | イ 爆発性の物等による危険性                        | 爆発性の物による危険性                             | 化学品生成中におけるニトログリセリンの爆発   |
|                     |                                       | 発火性の物による危険性                             | 保管方法の不備によるナトリウムの発火による火災   |
|                     |                                       | 引火性の物による危険性                             | メタノール取扱い中の引火による火災   |
|                     |                                       | その他の物による危険性                             | 可燃性ガスを発生させる揮発性塗料を用いた塗装中の爆発、木質系ボード製造中の木材チップによる粉じん爆発                        |
|                     | ウ 電気、熱その他のエネルギーによる危険性                 | 電気による危険性                                | 配電盤への接触による感電  |
|                     |                                       | 熱による危険性                                 | 流出した銑鉄との接触による火傷、液化窒素との接触による凍傷   |
|                     |                                       | その他のエネルギーによる危険性                         | 爆発の衝撃波により吹き飛ばされたことによる壁への激突、アーク溶接の光による目の負傷                                 |
|                     | エ 作業方法から生ずる危険性                        | 掘削の業務における作業方法から生ずる危険性                   | トンネル掘削中の土砂崩壊  |
|                     |                                       | 採石の業務における作業方法から生ずる危険性                   | 砕石作業中の落石  |
|                     |                                       | 荷役の業務における作業方法から生ずる危険性                   | はい作業中の荷の倒壊  |
|                     |                                       | 伐木の業務における作業方法から生ずる危険性                   | 掛かり木処理作業中の伐木の倒壊   |
|                     |                                       | その他の業務における作業方法から生ずる危険性                  | 建築物等の鉄骨組立て作業中の柱の倒壊  |
|                     | オ 作業場所に係る危険性                          | 墜落するおそれのある場所                            | 山積みされた荷の上でのはい崩し作業中の墜落   |
|                     |                                       | 土砂等が崩壊するおそれのある場所                        | 道路工事における山側の法面の崩壊  |
|                     |                                       | 足を滑らすおそれのある場所                           | 油で汚れたタイル床上での作業中に足を滑らせたの転倒   |
|                     |                                       | つまづくおそれのある場所                            | 凹凸のある床上での作業中に凹凸につまづいての転倒  |
| 採光や照明の影響による危険性のある場所 |                                       | 照明のない地下室で作業中に柱に激突                       |   |
| その他の場所              |                                       | 解体中のビルからのコンクリート壁の破片の落下                  |   |
| カ 作業行動等から生ずる危険性     | 労働者の作業行動から生ずる危険性                      | 急な動作の反動による脱臼、走って荷を運んだことによるじん帯損傷         |   |
| キ その他               | 労働者以外の者の影響による危険性（他人の暴力、もらい事故による交通事故等） | 地下駐車場の警備中における不審者からの暴力、赤信号で停車中における対向車の激突 |   |

|          |                                   |                   |                             |
|----------|-----------------------------------|-------------------|-----------------------------|
| ②<br>有害性 | ア 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性            | 原材料の有害性           | 電池部品製造作業による鉛中毒等の健康障害        |
|          |                                   | ガスの有害性            | し尿槽清掃中の硫化水素中毒による健康障害        |
|          |                                   | 蒸気の有害性            | 有機溶剤混合作業中の蒸気吸引による健康障害       |
|          |                                   | 粉じんの有害性           | 鉱物性粉じんの吸引によるじん肺等の健康障害       |
|          |                                   | 酸素欠乏空気の有害性        | マンホール内での作業中における酸欠による健康障害    |
|          |                                   | 病原体の有害性           | 生体実験を行う作業中における病原体の感染による健康障害 |
|          |                                   | その他の物の有害性         | 訪問介護作業中におけるウィルスの感染による健康障害   |
|          | イ 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性 | 放射線の有害性           | 原発定修工事中における放射能ばく露による健康障害    |
|          |                                   | 高温の有害性            | 高温の屋内作業による健康障害              |
|          |                                   | 低温の有害性            | 低温の屋外作業による健康障害              |
|          |                                   | 超音波の有害性           | 超音波による聴力障害                  |
|          |                                   | 騒音の有害性            | 長期間の騒音を伴うプレス業務による聴力障害       |
|          |                                   | 振動の有害性            | チェーンソー作業による振動障害             |
|          |                                   | 異常気圧の有害性          | 高圧室内でのたて坑掘削作業による高気圧障害       |
|          | ウ 作業行動等から生ずる有害性                   | その他の要因の有害性        | レーザー光線を長時間直視したことによる視力障害     |
|          |                                   | 計器監視の有害性          | 製造設備の計器監視作業による視力障害          |
|          |                                   | 精密工作の有害性          | 精密機器の修理作業による関節痛             |
|          | エ その他                             | その他の作業行動等から生ずる有害性 | 長時間同じ姿勢での作業による腰痛            |
|          |                                   |                   |                             |

|                 | 付加的影響の分類  | 危険性、有害性から想定される労働災害例   |
|-----------------|---|---|
| ③危険性、有害性への付加的影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間作業等による労働者の疲労の蓄積等による影響</li> <li>・深夜作業による影響 等</li> </ul> | <p>○ それ自体は危険性、有害性とは言えないが、これらが付加することにより、他の危険性、有害性を高めたり誘発させたりする要因。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疲労のため体が思うように動かず、走行してきたフォークリフトをよけられず激突される</li> <li>・長時間連続作業の慣れによるミスにより機械等に巻き込まれる</li> <li>・深夜作業の眠気の影響により作業方法をあやまって薬品を混ぜて爆発する</li> </ul> |

### (参考1) 関連条文

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### (参考2) 事故の型

- 1 墜落、転落
- 2 転倒
- 3 激突
- 4 飛来、落下
- 5 崩壊、倒壊
- 6 激突され
- 7 はさまれ、巻き込まれ
- 8 切れ、こすれ
- 9 踏み抜き
- 10 おぼれ
- 11 高温・低温の物との接触
- 12 有害物等との接触
- 13 感電
- 14 爆発
- 15 破裂
- 16 火災
- 17 交通事故(道路)
- 18 交通事故(その他)
- 19 無理な反動、無理な動作
- 20 その他